

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備									
1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援									
ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組									
567	①	男女の均等な機会及び待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、女性に対する各種ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組を行う。	内閣府	・女性を応援する様々な情報を利便性の高い仕組みで一元的に提供すべく、総合的な情報プラットフォームとして、「女性応援ポータルサイト」を構築し、適宜最新の施策情報へ更新している。	・女性の様々なニーズに応じた有益なサイトとなるよう、随時新たなニーズに対応した各省の施策を取りまとめて掲載していく必要がある。	・引き続き、「女性応援ポータルサイト」において、女性の様々なニーズに応じた支援情報を提供するため、掲載情報の更なる充実を図る。	-	-	-
568	①	男女の均等な機会及び待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、女性に対する各種ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組を行う。	厚生労働省	・マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等を対象に、多様な求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。 ・児童扶養手当受給者等を対象として、生活保護受給者等就労自立促進事業によるハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を実施している。特に、児童扶養手当の現況届を提出する8月には、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と銘打ち、地方自治体に臨時窓口を設置するなど、当該事業への誘導等を強化している。 ・労働者が育児・介護をしながらも就業を継続でき、仕事と育児・介護の両立をしやすい職場環境の整備を促進するため、育児・介護休業法の履行確保を図るとともに、サイト上での情報提供等を行っている。 ・企業における男女均等取扱いなどを確保するとともに、職場におけるハラスメント防止措置が講じられるよう、男女雇用機会均等法等について周知・啓発を実施している。 また、男女の賃金差異に関する情報公表を行う企業の好事例を紹介している。また、中小企業を中心とした事業主を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会を実施するとともに、個別企業の雇用管理状況に応じた、オンラインや個別訪問によるコンサルティング等を実施している。 女性活躍推進法を推進し、行動計画に基づく女性活躍に向けた事業主の取組を促進している	・マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等の多様なニーズに応じたきめ細かな就職支援を推進することにより、53,636人の就職を実現した（令和5年度）。 ・生活保護受給者等就労自立促進事業において、ハローワークと地方自治体の連携の下、両機関の支援チームによる就労支援を着実に実施したことにより、児童扶養手当受給者の就職率は増加していることから、一定の成果はあるものと考えている。 ・男女ともに仕事と育児・介護を両立し、希望に応じた仕事・キャリア形成と育児を両立できるような職場環境を整備するため、引き続き育児・介護休業法の履行確保を図っていく必要がある。 ・男女雇用機会均等法等の周知徹底や履行確保を図るため、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による企業訪問や是正指導を行ったことで、男女雇用機会均等の更なる推進に一定の効果があつたと考えられる。 また、男女の賃金差異に関する情報公表を行なう企業の好事例の紹介を通じて、各事業主における要因分析・情報公表内容の充実が効果があつたと考えられる。	・引き続き多様な求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。 ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等を内容とする改正育児・介護休業法が今後施行されるため、同改正法の円滑な施行を含め、引き続き育児・介護休業法の着実な履行確保を図っていく。女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業において、産休・育児休業から復職を予定している女性、育児等を期に退職し再就職を目指す女性の再就職について、サイト上での相談対応、再就職に役立つ情報提供等実施していく。 ・引き続き男女の均等な機会及び待遇の確保の徹底や、事業主が講ずべき、職場におけるハラスメント防止措置義務について、周知・啓発を行うとともに、男女雇用機会均等法等に違反する事業主に対して是正指導を行い、法律の履行確保を図っていく。 加えて、えるぼし認定および男女間賃金差異の情報公表について周知に取り組んでいくとともに、コンサルティング等の実施により企業の実態を捉えた行動計画の策定と行動計画に基づいた効果的な取組の推進を継続する。また、男女間賃金差異の要因分析ツールを開発していく。	-	マザーズハローワーク事業の実績	・生活保護受給者等就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職率 令和4年度：72.5% 令和5年度：74.5%

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
569	②	男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっていることから、正規雇用労働者転換・待遇改善に関する計画を策定し、公正な待遇が図られた多様な働き方の普及、同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組を推進するため、令和6年3月に、正社員転換・待遇改善実現プラン（平成28年1月28日厚生労働省正社員転換・待遇改善実現本部決定）における取組内容のフォローアップを行った。 ・セミナー等による導入企業の好事例の周知や、社会保険労務士などの支援員による企業への導入支援等により、「多様な正社員」制度の普及・定着を図っている。 この際、「雇用管理上の留意事項」を示し、多様な正社員といわゆる正社員の双方に不公平感を与えず、モチベーションを維持するため、多様な正社員といわゆる正社員との処遇の均衡を図ることが望ましいこと等、留意事項を周知している。 ・パートタイム・有期雇用労働法等に基づく報告徴収等による同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等に取り組んでいる。（No.167参照） 	<p>【多様な正社員の普及・定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様な正社員」制度導入支援等事業の令和5年度実績は、セミナーの参加人数が626人、導入支援件数が50件であり、「多様な正社員」制度の普及・定着促進に寄与していると考える。 <p>【同一労働同一賃金】</p> <p>（待遇改善の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正パートタイム・有期雇用労働法について、中小企業においては、基本給や有給の休暇制度を見直した企業の割合が、大企業では、その他の手当や有給の休暇制度、その他の待遇等を見直した企業の割合が多くなっており、待遇改善の効果が見られるところである。 ・改正労働者派遣法について、施行後は施行前と比べて、約半数の事業所で派遣労働者の手取り賃金総額が増加しているほか、通勤手当、賞与等の各種手当の適用割合が大きく伸びるなど、待遇改善の効果が見られるところである。 <p>（取組の成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度においては、労働基準監督署との連携が図られたこともあり、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収の件数は11,173件、是正指導の件数は20,515件、是正指導の結果是正された割合は96.8%であり、一定の成果が上がっている。 ・令和5年度においては、「働き方改革推進支援センター」によるコンサルティングの件数は37,046件（同一労働同一賃金以外の相談内容に関するコンサルティングの件数を含む）、相談支援やコンサルティングを行った事業主に対して実施した「満足度調査」において、相談支援等について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は98.9%であり、一定の成果が上がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高く（女性53.2%、男性22.6%（2023年平均））、また、非正規雇用労働者は、正社員と比べて、賃金が低い、各種手当の支給が不十分、能力開発機会が乏しい等の課題があることから、引き続き、希望する非正規雇用労働者の正社員転換、勤務地・職務・労働時間を限定した「多様な正社員」制度の普及促進、同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等に取り組んでいく。 	-	男女間賃金格差 女性雇用者に占める非正規の割合 非正規・正規賃金格差	-
570	③	令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月からの中小企業等で働く短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる適用拡大を進める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年年金改正法に基づき、 ・令和4年10月に従業員100人超の企業の短時間労働者の被用者保険の適用拡大 ・令和6年10月に従業員50人超の企業の短時間労働者の被用者保険の適用拡大等を行うこととした。 ・併せて、適用拡大に向け、適用拡大特設サイト創設等の周知・広報の強化を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年年金改正法の施行もあり、短時間労働者の被保険者数は増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会 議論の取りまとめ（令和6年7月3日）において、 ・経過措置として設けられた企業規模要件については、他の要件に優先して、撤廃の方向で検討を進めるべきである。 等とされたことを踏まえ、次期年金制度改正に向けては、社会保障審議会年金部会において議論を行い、年末頃に取りまとめを行う予定。 	-	-	短時間被保険者数

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
571	④	配偶者等からの暴力の被害者に対する支援においては、女性に対する暴力が貧困や様々な困難につながる場合もあることに留意し、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立等の支援を、幅広いネットワークによって切れ目なく実施する。	内閣府	・配偶者暴力防止法の改正により、多機関連携を強化するための仕組みとして、国の基本方針及び都道府県の基本計画に、被害者の自立支援に関する施策や関係機関・団体との連携・協力を必要とする記載事項とともに、DVの防止、被害者の保護のための関係機関等により構成される協議会の設置を法定化した（都道府県による努力義務、市町村は「できる規定」）。	・改正配偶者暴力防止法が令和6年4月より施行されている。また、その円滑な施行を図るため、基本方針の整備、改正法の概要やQ&Aの作成や周知等の取組が行われるなど、被害者の自立支援や関係機関間の緊密な連携を進めるための施策が推進されている。	・改正法を踏まえ、引き続き、配偶者等からの暴力の被害者の支援に係る関係機関間の連携を推進していく。	—	—	—
572	④	配偶者等からの暴力の被害者に対する支援においては、女性に対する暴力が貧困や様々な困難につながる場合もあることに留意し、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立等の支援を、幅広いネットワークによって切れ目なく実施する。	法務省	①日本司法支援センター（法テラス）では、法制度の紹介、適切な相談窓口の案内を行う「情報提供制度」について、さまざまな相談に対応できるよう、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、法制度情報や全国の相談窓口情報を整備した。 また、情報提供の実施方法として、電話に加えメールやチャットボットを設けたことで24時間受付を可能とした。 ①日本司法支援センター（法テラス）では、犯罪被害者専用の相談ダイヤルである「犯罪被害者支援ダイヤル」をフリーダイヤル化したことで、より利用しやすい制度とし、法テラスホームページに犯罪被害者支援向けランディングページを創設したり、その他YouTubeやSNS等を活用したりするなど、制度周知も実施している。 ①日本司法支援センター（法テラス）では、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（犯罪を受けるおそれのある方を含む。）に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介や資力によらない無料法律相談などの「DV等被害者法律相談援助」を適切に運用した。 ②全国の法務局では、女性に関する人権問題等について相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。	①「情報提供制度」について、対応実績が増加した。 ①「犯罪被害者支援ダイヤル」の問合せ件数等が大幅に増加した。 ①適切な制度運用を行っている ②引き続き、女性に関する人権相談等について、適切に対応していく必要がある。	①引き続き最新の法制度情報及び全国の相談窓口情報の情報収集に努め、利用者への適切な情報提供・広報活動を実施する。 ①引き続き適切な制度運用を行う ②引き続き、女性に関する人権相談等について、適切に対応していく。	—	②女性を被害者とする人権相談件数 ②女性の人権ホットライン相談件数	①情報提供対応件数（法テラスサポートダイヤル対応件数） R3年度377,753件 R4年度399,812件 R5年度419,403件（男女別のデータなし） ①犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数 R3年度15,908件 R4年度20,889件 R5年度23,363件（男女別のデータなし） ①DV等被害者法律相談援助実施件数 令和3年度 972件 令和4年度 1,292件 令和5年度 1,570件（男女別のデータなし）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
573	④	配偶者等からの暴力の被害者に対する支援においては、女性に対する暴力が貧困や様々な困難につながる場合もあることに留意し、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立等の支援を、幅広いネットワークによって切れ目なく実施する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターにおいては、新たな居住地に関する情報提供や助言、就業についての情報提供や助言、ハローワーク等との連絡調整、住民基本台帳の閲覧制限や、年金、医療等社会保険の対応、新たな生活を開始するにあたり住民としての基本的な社会的権利と安全が確保されるための手続対応についての情報提供、助言を行い、市役所など関係機関との連絡調整を実施している。 ・マザーズハローワーク等において、配偶者等からの暴力の被害者を含む子育て中の女性等を対象に、多様なニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。 ・児童扶養手当受給者等を対象として、生活保護受給者等就労自立促進事業によるハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を実施している。特に、児童扶養手当の現況届を提出する8月には、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と銘打ち、地方自治体に臨時窓口を設置するなど、当該事業への誘導等を強化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターガイドラインに自立支援の対応を示し、適切に取り組んでいる。 ・マザーズハローワーク等において、配偶者等からの暴力の被害者を含む子育て中の女性等の多様なニーズに応じたきめ細かな就職支援を推進することにより、53,636人の就職を実現した（令和5年度）。 ・生活保護受給者等就労自立促進事業において、ハローワークと地方自治体の連携の下、両機関の支援チームによる就労支援を着実に実施したことにより、児童扶養手当受給者の就職率は増加していることから、一定の成果はあるものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害者の自立支援を行っていく。 ・引き続き多様な求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。 	—	マザーズハローワーク事業の実績	女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円 生活保護受給者等就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職率 令和4年度：72.5% 令和5年度：74.5%
574	④	配偶者等からの暴力の被害者に対する支援においては、女性に対する暴力が貧困や様々な困難につながる場合もあることに留意し、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立等の支援を、幅広いネットワークによって切れ目なく実施する。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 【配偶者等からの暴力の被害者に対する住宅支援】 ・配偶者等からの暴力を受けた被害者を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いや公営住宅の一時公的使用について、事業主体あてに発出した通知（技術的助言）を、会議等で周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体あて通知（技術的助言）を発出したことにより、事業主体の判断に基づく被害者の居住の安定確保が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【配偶者等からの暴力の被害者に対する住宅支援】 ・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅におけるDV被害者の優先入居及び一時公的使用の実績（令和5年12月現在） ・優先入居：716戸 ・一時公的使用：162戸
575	⑤	困難を抱える者の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたり、かつこうした課題を複数抱える者が存在する。これを踏まえ、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行う。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体において着実に取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援の強化等を含む改正生活困窮者自立支援法の令和7年4月1日の本格施行を踏まえ、引き続き生活困窮者への支援の強化に取り組んでいく。 	—	—	—

◆ 第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり									
576	①	ひとり親家庭の実情に応じ、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練や各種雇用関係助成金の活用を推進する。さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親に対する給付金等により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。加えて、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、助成金を通じて企業の取組を支援するとともに、マザーズハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等まで一貫した就業支援サービスを行う「母子家庭等就業・自立支援事業」を実施した。 ・高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合にその費用の一部を支給する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施した。 ・ひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図ることを目的とする「自立支援教育訓練給付金事業」、ひとり親家庭の親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする「高等職業訓練促進給付金事業」を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の利用者が増加傾向にあることから一定の評価はできるものの、ひとり親家庭のさらなる生活の安定と向上のため、引き続き実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後もひとり親家庭の親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、こどもの貧困対策にも資するよう、引き続きひとり親家庭への支援を推進していく。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度における母子家庭等就業・自立支援事業の就業相談の延べ件数は99,655件、就業支援講習会の受講者延べ人数は17,257人、就業情報提供件数は100,670件となっている。 ・令和4年度におけるひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の事前相談件数は189件、支給件数は119件となっている。 ・令和4年度における自立支援教育訓練給付金の支給件数は2,005件、高等職業訓練促進給付金の支給件数は8,093件となっている。 なお、いずれも、男女別の数値は把握していない。

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
577	①	ひとり親家庭の実情に応じ、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練や各種雇用関係助成金の活用を推進する。さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親に対する給付金等により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。加えて、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、助成金を通じて企業の取組を支援するとともに、マザーズハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> マザーズハローワーク等において、ひとり親家庭の親を含む子育て中の女性等を対象に、多様なニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。特にひとり親家庭の親に対しては、専門相談員を配置して就職支援の強化を図る。 児童扶養手当受給者等を対象として、生活保護受給者等就労自立促進事業によるハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を実施している。特に、児童扶養手当の現況届を提出する8月には、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と銘打ち、地方自治体に臨時窓口を設置するなど、当該事業への誘導等を強化している。 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）およびトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用を促進した。 ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> マザーズハローワーク等において、ひとり親家庭の親を含む子育て中の女性等の多様なニーズに応じたきめ細かな就職支援を推進することにより、53,636人の就職を実現した（令和5年度）。 生活保護受給者等就労自立促進事業において、ハローワークと地方自治体の連携の下、両機関の支援チームによる就労支援を着実に実施したことにより、児童扶養手当受給者の就職率は増加していることから、一定の成果はあるものと考えている。 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）およびトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用を促進に取り組んでおり、ひとり親に対し、必要な支援がなされていると考える。 就労経験のない又は就労経験が乏しい母子家庭等の母等に対する職業能力開発機会の提供に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き多様な求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。 引き続き、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練を推進する。 	-	マザーズハローワーク事業の実績	<p>生活保護受給者等就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職率</p> <p>令和4年度：72.5%</p> <p>令和5年度：74.5%</p>
578	②	ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯の公営住宅に係る優先入居や、新たな住宅セーフティネット制度による子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、居住支援、住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を通じ、居住の安定を支援する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度より「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」において、住宅支援資金貸付を実施している。 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借り上げに必要な資金の貸し付け、就労又はより稼働所得の高い就労に繋げることで、自立の促進を図っている。 対象者は、児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし所得水準を超過した場合であっても1年以内であれば対象とする）であって母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度創設以降、貸付件数は増加傾向にある。住居の借り上げの資金を支援することで、ひとり親家庭等が安心して生活できる環境を確保しながら、就労又はより稼働所得の高い就労に繋げ、ひとり親家庭等の自立の促進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、自立に向けて意欲的に取り組みひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を推進していく。 	-	-	<p>令和4年度貸付実績貸付件数1,729件 貸付金額5億8,775万円</p> <p>なお、男女別の数値は把握していない。</p>
579	②	ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯の公営住宅に係る優先入居や、新たな住宅セーフティネット制度による子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、居住支援、住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を通じ、居住の安定を支援する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づき、離職・廃業や休業等により経済的に困窮し、住宅を失うおそれが生じている者に対して、求職活動等を要件として家賃相当分の住居確保給付金の支給を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年の住居確保給付金の新規支給決定件数は減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前（令和元年度）と比較すると増加している。住居確保給付金の支給により居住の場を確保することができ、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしていると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保が困難な者への安定的な住居の確保の支援等を通じて生活困窮者の自立の更なる促進を図るため、令和6年、生活困窮者自立支援法の一部改正を行った。住居確保給付金については内容を拡充し、令和7年4月からは家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用の補助を追加することとしている。 	-	-	<p>住居確保給付金の新規支給決定件数</p> <p>令和元年度3,972件の内数</p> <p>令和2年度134,946件の内数</p> <p>令和3年度45,671件の内数</p> <p>令和4年度24,272件の内数</p> <p>令和5年度9,280件の内数</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
580	②	ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯の公営住宅に係る優先入居や、新たな住宅セーフティネット制度による子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、居住支援、住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を通じ、居住の安定を支援する。	国土交通省	【ひとり親世帯等の公営住宅に係る優先入居】 ・ひとり親世帯を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居等の取扱いについて、事業主体あてに発出した通知（技術的助言）を、会議等で周知を図った。 【住宅セーフティネット制度】 ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅について、ひとり親世帯向けシェアハウスの登録基準を定め、的確かつ円滑な運用が図られるよう、会議等で周知を図った。 ・また、住宅の改修、入居者の負担軽減、居住支援法人等による居住支援活動の支援を実施した。	【ひとり親世帯等の公営住宅に係る優先入居】 ・事業主体あて通知（技術的助言）を発出したことにより、事業主体の判断に基づくひとり親世帯等の居住の安定確保が可能となった。 【住宅セーフティネット制度】 ・住宅セーフティネット制度に係る周知や支援を行うことで、ひとり親世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の供給が促進された。	【ひとり親世帯等の公営住宅に係る優先入居】 ・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。 【住宅セーフティネット制度】 ・引き続き住宅セーフティネット制度について周知を行うとともに、住宅の改修等に対して支援を実施する。	-	-	・公営住宅における優先入居戸数（令和4年度末現在） ・優先入居（母子世帯）：42,664戸 ・優先入居（高齢者世帯）：86,511戸 ・優先入居（特別低家賃）：4,855戸 ・優先入居（多子世帯）：7,055戸 ・優先入居（小さな子どものいる世帯）：11,855戸 ・優先入居（子育て世帯）：7,629戸
581	②	ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。	こども家庭庁	・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、軽食の提供を行う「こどもの生活・学習支援事業」を実施した。 ・令和5年度より、長期休暇中の支援回数増加に伴う費用の補助を拡充した。	・「こどもの生活・学習支援事業」の利用延べ人数は例年増加傾向にある。本事業はひとり親家庭等のこどもが抱えている特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、悩み相談、生活習慣の習得支援・学習支援などを行っており、利用者数が増加することは、その支援を受ける機会に繋がっている。	・ひとり親家庭等のこどもが抱えている特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、今後もより多くの自治体が本事業を実施できるよう、引き続き支援を推進していく。	-	-	令和4年度実績 利用延べ人数 538,424人 なお、男女別の数値は把握していない。
582	②	ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けにより経済的な支援を実施するとともに、引き続き支給要件の周知等を図る。	こども家庭庁	・児童扶養手当について、障害年金を受給しているひとり親家庭で一定の要件に該当する場合、手当を受給できるよう見直す等の制度改正を行い、HP等において周知を行った。 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、令和5年度より、生活資金貸付の対象者に「収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者（家計急変者）」を加えた。	・児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については、ひとり親家庭等への経済的な支援に繋がっている。	・ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するためにも、引き続き社会的な経済状況を考慮し、児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉資金貸付による支援の継続と支給要件の周知等を図る。	-	-	令和5年3月末時点 児童扶養手当受給者数 817,967人 令和4年度貸付実績 母子福祉資金 97億9,596万円（17,473件） 父子福祉資金 6億9,886万円（1,185件） 寡婦福祉資金 2億7,407万円（392件）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
583	②	ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立できるよう、女性デジタル人材の育成など、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて地方公共団体が行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金によって支援しているところ。 ・本交付金においては、令和5年度より女性デジタル人材や女性起業家の育成に特化した「デジタル人材・起業家育成支援型」を創設し、多様な主体による連携体制の構築の下で、真に効果の高い、地域の実情に応じた地方公共団体が行う取組などを支援しており、その実績は以下のとおり。 <p>【「デジタル人材・起業家育成支援型」の予算及び実績（2024年9月時点）】 令和6年度交付決定額：262,957千円（87自治体） 令和5年度実績額：162,396千円（48自治体）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域女性活躍推進交付金を活用した多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて実施する女性デジタル人材育成や女性就労支援などに取組む自治体は、増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体において、就労支援等を求める女性のみならず、企業側のニーズについても、適切に把握し、より一層地域の実情に応じた取組を検討・実施していく必要がある。 	—	男女間賃金格差 大人1人と子供の世帯の相対的貧困率	—
584	③	ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親家庭の相談窓口において、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整備する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」により、IT機器等を活用したワンストップ相談及びプッシュ型支援体制（チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・相談窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築等）を構築・強化する自治体への経費補助を実施した。 <p>令和6年度、先進自治体の取組をまとめた事例集を作成・周知することで、自治体の効果的・効率的な実施の促進を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることで、ひとり親家庭等に様々な支援情報を提供し、ひとり親家庭等が必要な支援に繋がることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後もより多くの自治体がIT機器等を活用したワンストップ相談体制強化ができるよう、引き続き支援を推進していく。 	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
585	④	<p>養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。養育費相談支援センターや地方自治体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施する。また、実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うための自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究や、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウムの開催等によって、養育費の支払確保に向けた調査・検討を進めるとともに、養育費制度を見直すための法改正を検討する。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法の改正法が、令和2（2020）年4月に一部の規定を除き施行されたため、関係機関等への周知をする。さらに、改正法の附帯決議を踏まえ、公的機関による養育費の請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査を行う。また、資力の乏しい者でもこれらの手続を円滑に利用できるようにするため、法律相談援助や弁護士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助について、関係機関等への周知に努める。安全・安心な面会交流のための具体策を検討する。子供の最善の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進める。</p>	<p>子ども家庭庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体における、弁護士等による養育費相談の実施を支援する「養育費等支援事業」の他、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成、地方公共団体等において養育費相談に対応する相談員の人材育成のための各種研修会を実施する「養育費相談支援センター事業」を行っている。 ・また、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行ったり、養育費の履行確保に資する取組を行う「離婚前後親支援モデル事業」について、令和6年度からモデル事業という位置づけを変更し、「離婚前後親支援事業」として、1自治体当たりの補助基準額を増額する拡充を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、ひとり親家庭の生活の安定とこどもの福祉の増進を図っている。 ・また、離婚前後親支援事業により、離婚を考える父母等に対し、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取決めの重要性、離婚後の生活を考える機会を提供することにより、養育費の支払いや親子交流に関する取決めの促進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費の取決めや支払いが適切に行われるためには相談支援や情報提供等が必要であることから、今後も引き続き実施する。□ 	<p>弁護士によるひとり親の養育費相談の実施 離婚届における「養育費分担取決めあり」のチェック割合</p>	<p>—</p>	<p>R4年度実績 離婚前後親支援事業 実施176自治体</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
586	④	<p>養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。養育費相談支援センターや地方自治体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施する。また、実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うための自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究や、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウムの開催等によって、養育費の支払確保に向けた調査・検討を進めるとともに、養育費制度を見直すための法改正を検討する。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法の改正法が、令和2（2020）年4月に一部の規定を除き施行されたため、関係機関等への周知をする。さらに、改正法の附帯決議を踏まえ、公的機関による養育費の請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査を行う。また、資力の乏しい者でもこれらの手続を円滑に利用できるようにするため、法律相談援助や弁護士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助について、関係機関等への周知に努める。安全・安心な面会交流のための具体策を検討する。子供の最善の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進める。</p>	法務省	<p>①日本司法支援センター（法テラス）では、資力の乏しい方に対し、無料法律相談や弁護士費用等の立替え等を行う「民事法律扶助」を行っているところ、令和6年4月1日からひとり親が養育費を請求するなどのために同制度を利用した場合には、立て替えた費用の償還免除の要件を緩和するなどひとり親支援の拡充等を実施した上で適切な運用を行っている。</p> <p>また、ひとり親支援の拡充について周知するため、法テラスホームページにチラシ及びQ&Aを掲載した。</p> <p>②離婚当事者に向けて、養育費の取決め等について解説したパンフレット（養育費の取決め等をする際に使用する合意書のひな形を含む。）を作成し、市区町村の窓口において離婚届書と同時交付する取組を実施した。また、養育費の具体的な取決め方法について場面ごとに解説した動画を作成し、公表した。さらに、養育費の履行確保や安全・安心な親子交流の実現に向けた制度の見直しを含む民法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和6年5月17日に改正法が成立した（令和6年法律第33号）。</p> <p>③第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法の改正法による全ての手続が、令和3（2021）年5月から利用可能となったため、関係機関等に対する周知を実施した。</p>	<p>①積極的な周知広報を行い、スムーズな運用開始を行った。</p> <p>また、制度開始後も適切な運用が行われている。</p> <p>②未成年の子がいる離婚届出件数のうち離婚届書に養育費の分担について「取決めをしている」とチェックしたものの割合は60%前後で推移している。養育費の取決めを更に促進するために、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性を理解してもらうための広報活動を引き続き実施する必要がある。民法等改正法では、養育費に関し、養育費債権に優先権（先取特権）を付与する、養育費の取決めがない場合にも一定額の請求を可能にする法定養育費制度を導入する等の見直しを行っており、これらは養育費の履行確保に資するものといえる。また、同法は、親子交流に関し、婚姻中別居の場合の親子交流に関する規定を新設する、審判・調停前の親子交流の試行的実施に関する制度を設ける等の見直しを行っており、これらは安全・安心な親子交流の実現に資するものであるといえる。</p> <p>③民事執行法の改正法につき、必要な周知を実施した。</p>	<p>①関係機関等との会議において制度説明を行うなど、引き続き周知に努める。</p> <p>②引き続き、離婚当事者に向けて、養育費の取決め等について解説したパンフレット（養育費の取決め等をする際に使用する合意書のひな形を含む。）を作成し、市区町村の窓口において離婚届書と同時交付する取組を進める。また、民法等改正法について、関係府省とも連携しつつ、離婚当事者や関係機関に対する周知広報に取り組む。</p> <p>③民事執行法の改正法につき、引き続き関係機関等への周知をしていく。</p>	弁護士によるひとり親の養育費相談の実施 離婚届における「養育費分担取決めあり」の子チェック割合	-	-
587	⑤	<p>家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。</p> <p>・生活困窮世帯等に対する学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者の居場所づくりや生活に関する支援</p>	こども家庭庁	<p>・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、軽食の提供を行う「こどもの生活・学習支援事業」を実施した。</p> <p>・令和5年度より、長期休暇中の支援回数増加に伴う費用の補助、大学等入学試験・模擬試験受験料の補助を拡充した。</p>	<p>・「こどもの生活・学習支援事業」の利用延べ人数は例年増加傾向にある。本事業はひとり親家庭等のこどもが抱えている特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、悩み相談、生活習慣の習得支援・学習支援などを行っており、利用者数が増加することは、その支援を受ける機会に繋がっている。</p>	<p>・ひとり親家庭等のこどもが抱えている特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、今後もより多くの自治体为本事業を実施できるよう、引き続き支援を推進していく。</p>	-	-	令和4年度実績 利用延べ人数 538,424人 なお、男女別の数値は把握していない。

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
588	⑤	家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・生活困窮世帯等に対する学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者の居場所づくりや生活に関する支援	厚生労働省	・貧困によって子どもの将来が閉ざされることがないように、子どもの将来の自立を後押しするため、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども等を対象に子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整など、きめ細かく包括的な支援を行っている。また、第213回国会に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出（令和6年4月に成立・公布）し、生活保護世帯の子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問等により子ども及び保護者からの相談に応じ、情報提供等を行う事業を法定化する等の生活保護法の見直しを行った。	・子どもの学習・生活支援事業に参加した中学3年生の高校進学率は全世帯平均値に近い実績で推移している。また、生活支援の効果として、事業実施自治体のうち約6割の自治体において「子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等がみられるようになった」としている。	・引き続き、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進するとともに、世帯全体への支援につなげる観点から、生活支援を学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討している。また、改正生活保護法の施行を受けて、自治体に対し事業実施に向けた周知等を行っていく。	-	-	事業を利用した中学3年生の高校進学率 令和3年度98.9% 令和4年度98.8%
589	⑤	家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図るとともに、地域全体で子供の成長を支える地域学校協働活動を推進	文部科学省	・学校と地域が連携・協働する体制を構築するため、好事例の周知や、補助事業等の実施により、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助すること等により、学校における教育相談体制を充実させた。	・各地域において様々な地域学校協働活動が実施されているが、これらをより効果的に実施するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する必要がある。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制を充実させる必要がある。	・補助事業を通じた地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・資質向上等を図ることにより、引き続きコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進する。 ・引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実させる。	-	-	地域学校協働本部がカバーしている公立学校数（コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査） <SCによる対応実績のある学校数（R5年度）> ・小中学校：26,566校 ・高等学校：2,720校 <SSWによる対応実績のある学校数（R5年度）> ・小中学校：18,734校 ・高等学校：1,701校 (出典) 文部科学省調べ

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
590	⑤	<p>家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。</p> <p>・高校中退を防止するため高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組の支援等</p>	文部科学省	<p>・高校中退者等を対象に、高校やサポステ、ハローワーク等の地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組への支援を行っている。令和6年度においては、7自治体による取組を支援している。</p> <p>・国において「24時間子供SOSダイヤル0120-0-78310（なやみ言おう）」を開設するとともに、各自治体の体制整備を支援した。</p> <p>・高等学校等を中途退学した後に、再び高等学校等に入学して学び直す者に対する修学支援を実施している。</p>	<p>・文部科学省が行った自治体に対する意向調査では、国の支援があれば高校中退者等への学習支援等の取組実施を検討したいと回答する自治体が250以上あったことから、国の後押しによる取組拡充の余地は大きく、引き続きの事業実施の必要性がある。</p> <p>・24時間子供SOSダイヤルは365日24時間通話料無料で相談できる体制である。</p> <p>・高等学校等を中途退学した後に、再び高等学校等に入学して学び直す者に対する修学支援を着実に実施する必要がある。</p>	<p>・高校中退者等を対象に、地域資源を活用した学習相談及び学習支援を行う地方公共団体の取組の充実・横展開に向け、引き続き支援を実施する。</p> <p>・引き続き、「24時間子供SOSダイヤル0120-0-78310（なやみ言おう）」を支援する。</p> <p>・引き続き、高等学校等を中途退学した後に、再び高等学校等に入学して学び直す者に対する修学支援を着実に実施する。</p>	—	—	<p>電話相談事業支援自治体数（R5年度）59自治体</p> <p>（出典）文部科学省調べ</p> <p>経済的理由による高等学校の中退者数（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）</p>
591	⑤	<p>家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。</p> <p>・高校中退を防止するため高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組の支援等</p>	厚生労働省	<p>・貧困によってこどもの将来が閉ざされることがないように、こどもの将来の自立を後押しするため、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども等を対象に子どもの学習・生活支援事業を実施し、高校生世代に対する学習支援や、高校中退者等に対する居場所の提供や個別相談、職場体験、自立した社会生活を行うための助言等を行っている。また、第213回国会に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出（令和6年4月に成立・公布）し、生活保護世帯のこどもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問等により子ども及び保護者からの相談に応じ、情報提供等を行う事業を法定化する等の生活保護法の見直しを行った。</p>	<p>・子どもの学習・生活支援事業における学習支援の参加者の1割ほどが高校生世代であり、高校中退率は全世帯平均値に近い実績で推移している。</p>	<p>・高校生以上の世代に対しては、特に中退防止・進路選択等の観点から、切れ目のない相談支援をさらに推進していく。また、改正生活保護法の施行を受けて、自治体に対し事業実施に向けた周知等を行っていく。</p>	—	—	<p>事業利用者の高校中退率 令和3年度2.3% 令和4年度2.4%</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
592	⑤	家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・教育費に係る経済的負担の軽減	文部科学省	<p>【初等中等教育段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月より、3歳から5歳までの子どもの幼稚園等の利用料の無償化を実施している。 ・義務教育段階において、家庭の経済状況が厳しい児童生徒の保護者に対して市町村が実施する就学援助のうち、要保護者への支援に係る経費に対する国庫補助の充実を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援している。 ・高校生等の授業料を支援する高等学校等就学支援金制度について着実に実施するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金について、毎年度給付額を増額するなど支援の充実に努めている。 <p>【高等教育段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度より、「高等教育の修学支援新制度」にて低所得世帯を対象に授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施。令和6年度からは、給付型奨学金等の多子世帯及び私立理工農系の中間層への対象拡大等に取り組んでいる。 ・加えて、貸与型奨学金については、減額返還制度の利用可能な年収上限の引き上げ等を実施。 	<p>【初等中等教育段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の収入等によらず、幼稚園等に通う3歳から5歳までの全ての子どもが対象となっており、子育て世帯の経済的負担軽減につながる取組である。 ・家庭の経済状況によらず、義務教育段階の児童生徒が安心して教育を受けられるよう、要保護者に対する国庫補助の充実を図り、準要保護者へも同様の取組が広がるように市町村へ促していく必要がある。 ・家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給を着実に実施する必要がある。 <p>【高等教育段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育費負担の軽減を着実に進め、その実施状況や効果等を検証し、引き続き、教育費の負担軽減に取り組む必要がある。 	<p>【初等中等教育段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係府省と密に連携しつつ、幼児教育・保育の無償化の取組を着実に実施する。 ・引き続き、要保護者に対する就学援助について国庫補助の充実を図る。 ・引き続き、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給を着実に実施する。 <p>【高等教育段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度から、扶養する子供が3人以上の多子世帯の学生等について、所得制限なく、国が定めた一定の額まで、大学等の授業料・入学金を無償とする制度改正に取り組むこととしている。 	-	-	<p>【初等中等教育段階】</p> <p>経済的理由による高等学校の中退者数 (文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)</p> <p>全世帯と生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率の差 (文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省社会・援護局保護課調べ)</p>
593	⑤	家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・教育費に係る経済的負担の軽減	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)において、低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費、又は、低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費の貸付を行い、合わせて支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種奨学金制度と相まって、低所得世帯の教育費に係る経済的負担を軽減している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都道府県社会福祉協議会において、適切に貸付を実施していく。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
594	⑤	家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・ひとり親家庭の親子への相談支援等	子ども家庭庁	・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、軽食の提供を行う「こどもの生活・学習支援事業」を実施した。 ・令和5年度より、長期休暇中の支援回数増加に伴う費用の補助、大学等入学試験・模擬試験受験料の補助を拡充した。	・「こどもの生活・学習支援事業」の利用延べ人数は例年増加傾向にある。本事業はひとり親家庭等の子どもが抱えている特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、悩み相談、生活習慣の習得支援・学習支援などを行っており、利用者数が増加することは、その支援を受ける機会に繋がっている。	・ひとり親家庭等の子どもが抱えている特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、今後もより多くの自治体の本事業を実施できるよう、引き続き支援を推進していく。	—	—	令和4年度実績 利用延べ人数 538,424人 なお、男女別の数値は把握していない。
595	⑥	ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援すべく、子供の未来応援国民運動を展開する。	子ども家庭庁	・草の根で子どもたちに寄り添った活動を行うNPO等の支援団体と、その活動を支援する意思と資源を持つ企業等とのマッチングの促進、民間資金を活用した「こどもの未来応援基金」によるNPO等の支援団体に対する活動資金の支援等を行っている。本基金については、令和4（2022）年度末時点で約19億円の寄付が寄せられ、令和5（2023）年度には、申請のあった404団体から122団体を審査により選定し、令和6（2024）年4月から実施される活動を支援することが決定された。	・「こどもの未来応援基金」は例年多くの企業や個人から寄付金協力をいただき、経済的に厳しい状況にある子どものための支援活動を行う団体を支援する「未来応援ネットワーク事業」を継続している。令和5年度は約2億円が支援団体の活動資金として活用され、支援が必要な子どもや家庭に支援が届く機会に繋がっている。 ・子ども家庭庁が事務局を引き継いでからは、「こどもたちのためにモノや体験を無償提供したい」という企業と、民間の支援団体とのマッチングにも更に力を入れており、多様な支援の輪が広がっている。	・こどもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等環境に左右されることなく、全ての子どもが夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すためには、実態が見えにくいと言われている我が国のこどもの貧困の状況を踏まえ、子どもを社会全体で応援する機運を高め、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクトである本運動を引き続き継続していく。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組									
596	①	社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女共に経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができる教材「キャリア・パスポート」の効果的な活用等を通じて、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育・職業教育を体系的に充実させるため、キャリア教育の指導内容や方法をまとめた「キャリア教育の手引き」の改訂や、国立教育政策研究所と連携し「学びをつなぐ！キャリアパスポート」を発行した。また、教育委員会向けの国の会議等で「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」について周知した。さらに、学校現場でのキャリア教育を推進するため、シンポジウムを開催し、好事例を展開した。 大学等におけるキャリア形成支援活動の理解増進や好事例の普及を目的として、「大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰」、「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度」を実施。さらに大学、企業等のインターンシップ関係者を対象としたフォーラムを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会向け会議等において、キャリア教育推進について周知できた。しかし、キャリアパスポートの校種間の連携、キャリア教育の推進において、自治体や学校で実態に差があるため、引き続き周知が必要である。 引き続き制度の理解増進、大学、企業等における好事例の普及といった推進の継続が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育・職業教育を体系的に充実させるため、引き続き支援を行う。 引き続き、制度の理解増進、大学、企業等における好事例の普及といった推進を行う。 	-	-	-
597	②	若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業生への支援、中途退学者や未就職卒業生への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の実施する新卒ハローワークの取組について周知を行った。 高校中退者等を対象に、高校やサポステ、ハローワーク等の地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組への支援を行っている。令和6年度においては、7自治体による取り組みを支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規学校卒業生への支援のため、厚生労働省の実施する取組との一層の連携が必要。 文部科学省が行った自治体に対する意向調査では、国の支援があれば高校中退者等への学習支援等の取組実施を検討したいと回答する自治体が250以上あったことから、国の後押しによる取組拡充の余地は大きく、引き続きの事業実施の必要性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規学校卒業生への支援のため、引き続き学生支援担当者が集まる会議等において厚生労働省の実施する取組を周知し、新卒ハローワークと大学等キャリアセンターとの連携を促す。 高校中退者等を対象に、地域資源を活用した学習相談及び学習支援を行う地方公共団体の取組の充実・横展開に向け、引き続き支援を実施する。 	フリーター数	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
598	②	若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業生への支援、中途退学者や未就職卒業生への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒者等については、大学等との連携の下、新卒応援ハローワーク（全国56か所に設置）等において就職支援ナビゲーター等によるきめ細かな就職支援を実施している。 ・フリーター等については、その正規雇用化を促進するため、わかものハローワーク（全国21か所に設置）等において就職支援ナビゲーター等による個別支援を実施している。（設置箇所数は2024.4.1時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒者等について、大学等との連携の下、新卒応援ハローワーク等において就職支援ナビゲーター等によるきめ細かな就職支援を実施したことにより、正社員就職につながっている。 ・フリーター等について、その正規雇用化を促進するため、わかものハローワーク等において就職支援ナビゲーター等による個別支援を実施したことにより、正社員就職につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒者の就職状況は改善する一方で、心身の不調や家庭・経済環境の問題等の多様な課題を抱える学生が一定数存在している。このような就職に困難な課題を抱える新規学卒者等への支援に重点を置き、担当者制によるきめ細かな就職支援を、学校や関係機関とも連携しつつ実施する。 ・正社員として働くことを希望するフリーター等については、引き続き、わかものハローワーク等において安定就労に向けた支援や就職後の職場定着支援を実施する。 	フリーター数	—	<p>新規学卒者等について、就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数は、令和5年度において約15.8万人</p> <p>フリーター等について、わかものハローワーク等を利用して正社員就職した者の割合は、令和5年度において72.6%</p> <p>男女別の数値は把握していない。</p>
599	③	ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等において、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。	子ども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方公共団体における「子ども・若者総合相談センター」の設置加速及び機能向上を推進するため、「地域における子供・若者支援体制の整備推進事業」において、アドバイザーの派遣や研修・会合の開催、好事例の紹介等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における子供・若者支援体制の整備推進事業」は一定活用されている状況。 ・一方、子ども・若者総合相談センターの設置自治体数は、令和6年4月1日現在で122にとどまり、更なる拡大が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における子供・若者支援体制の整備推進事業」等の予算事業や研修、会合を引き続き実施し、全国における子ども・若者総合相談センターの設置促進、機能向上を図る。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合相談センターの設置自治体数：122自治体（令和6年4月1日現在） （男女別の数値は把握していない）
600	③	ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等において、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・高校中退者等を対象に、高校やサポステ、ハローワーク等の地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組への支援を行っている。令和6年度においては、7自治体による取り組みを支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が行った自治体に対する意向調査では、国の支援があれば高校中退者等への学習支援等の取組実施を検討したいと回答する自治体が250以上あったことから、国の後押しによる取組拡充の余地は大きく、引き続きの事業実施の必要性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校中退者等を対象に、地域資源を活用した学習相談及び学習支援を行う地方公共団体の取組の充実・横展開に向け、引き続き支援を実施する。 	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
601	③	ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等において、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に当たって困難を抱える若者等（15歳～49歳の無業の方）を支援する「地域若者サポートステーション」を全国177か所に設置（令和6年4月現在）し、職業的自立に向けた専門的個別相談等の就労支援を実施している。 ・ひきこもり状態にある方やその家族等を支援することにより、本人が望む形での社会参加を促進し、本人や家族等の福祉の増進を図ることを目的に、ひきこもり支援推進事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションにおいて職業的自立に向けた専門的個別相談等の就労支援を実施したことにより、就職等につながっている。 ・令和4年度からは、都道府県・指定都市に設置してきた「ひきこもり地域支援センター」を一般市区町村にも設置可能にするなど、より身近な市町村における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県によるバックアップ体制を構築しており、市区町村におけるひきこもり支援が着実に進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認心理師等のメンタルヘルスの専門知識を有する相談員を配置するなど、支援の困難度が高い利用者に対する就労支援体制の強化を図っていく。 ・より身近な場所で相談ができ必要な支援につながるよう、国においても基礎自治体における相談支援体制の構築や居場所づくりなどを支援するとともに、都道府県が基礎自治体の取組をバックアップする体制を構築する。 	—	—	<p>地域若者サポートステーションにおける就職等率（就職等（i）雇用保険被保険者就職に加え、ii）地域若者サポートステーションによるステップアップのための支援を継続し雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及びiii）公的職業訓練の受講）に至った者の割合）は、令和5年度において71.7%男女別の数値は把握していない。</p>
602	④	いわゆるヤングケアラーの問題に対応するため、家族の介護等を行っている子供の実態を調査し、課題について検討を進める。	子ども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・国の調査研究事業として実態調査への補助を行い、全国のヤングケアラーの実態調査を行った。 ・令和3年度、厚生労働省・文部科学省の副大臣共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーの現状や課題を踏まえて、早期発見・把握、支援策の推進及び社会的認知度向上を今後取り組むべき施策として設定した。 ・令和4年度から、ヤングケアラー支援体制強化事業等の各種予算事業において、地方公共団体における早期発見・把握、支援策の推進及び社会的認知度向上に関する取組に対し、財政支援を行っている。 ・令和6年6月、子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として明記し、施行通知においては、ヤングケアラーの把握及び支援の具体的方法を示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー支援に係る各種予算事業の活用は進んでいるものの、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがなかったことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月の通知に沿った支援が全国で展開されるよう、引き続き地方公共団体の取組に対する支援を行う。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの実態調査実施状況（これまでに実態調査を行った自治体数）：412自治体（令和6年2月29日現在）（男女別の数値は把握していない）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備									
ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備									
603	①	高齢期の女性の貧困について、「年金生活者支援給付金制度」などを活用し、低年金・無年金者問題に対応する。また、高齢期に達する以前の女性が老後の生活の備えを十分にできるよう、男女共同参画の視点から施策の検討を行い、あらゆる分野で着実に推進する。	内閣府	・女性の経済的自立を実現することが高齢期の女性の貧困を防ぐためにも重要と考えており、そのため、「女性版骨太の方針」において、男女間賃金格差の解消、女性への家事・育児等の偏りの解消や企業における女性の採用・育成・登用の強化などを定めるなどして様々な観点から取組を進めている。	・女性就業率の上昇や共働き世帯の増加など、先の施策の効果が表れていると考えられるデータが確認できる一方で、男女間賃金格差など更なる取組が求められる分野もある。	・引き続き、「女性版骨太の方針」における施策を中心に女性の経済的自立を実現するため、各種施策に取り組んでいく。	—	男女間賃金格差、非正規・正規賃金格差	—
604	①	高齢期の女性の貧困について、「年金生活者支援給付金制度」などを活用し、低年金・無年金者問題に対応する。また、高齢期に達する以前の女性が老後の生活の備えを十分にできるよう、男女共同参画の視点から施策の検討を行い、あらゆる分野で着実に推進する。	厚生労働省	・令和2年年金改正法に基づき、 ・令和4年10月に従業員100人超の企業の短時間労働者の被用者保険の適用拡大 ・令和6年10月に従業員50人超の企業の短時間労働者の被用者保険の適用拡大等を行うこととした。	・年金生活者支援給付金を支給することで、低年金・無年金者に対する経済的支援を行った。 ・令和2年年金改正法の施行もあり、短時間労働者の被保険者数は増加した。	・働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会 議論の取りまとめ（令和6年7月3日）において、 ・経過措置として設けられた企業規模要件については、他の要件に優先して、撤廃の方向で検討を進めるべきである。 等とされたことを踏まえ、次期年金制度改正に向けては、社会保障審議会年金部会において議論を行い、年末頃に取りまとめを行う予定。	—	—	年金生活者支援給付金件数 短時間被保険者数
605	②	年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高齢者雇用確保措置・70歳までの就業確保措置の着実・円滑な実施や、65歳以上の者の再就職支援、シルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。	厚生労働省	・65歳までの高齢者雇用確保措置・70歳までの高齢者就業確保措置の着実・円滑な実施に向けて、ハローワークによる指導や周知啓発を行うとともに、定年引上げや継続雇用制度の延長等に向けた事業主への相談援助や助成金の支給などを行っている。 ・全国の主要なハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、特に65歳以上の高齢者求職者に対する就労経験等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援等の総合的な就労支援等による再就職支援を行っている。 ・シルバー人材センターにおいて、臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者に対する多様な就業機会の提供を行うとともに、地方自治体が中心となり、地域のニーズを踏まえた高齢者向けの雇用・就業機会の創出を行う「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施している。 ・高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行っている。	・2023年における65歳から69歳までの就業率は52.0%（計画策定時（2020年）と比較して2.4ポイント上昇）となっており、成果目標（2025年までに65歳から69歳までの就業率51.6%）を達成した。 ・高齢者を含む離職者等に対する職業能力開発機会の提供に繋がった。	【今後の方向性】 引き続き、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。	65歳から69歳までの就業率	—	短時間被保険者数

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
606	③	「健康寿命延伸プラン」に基づき、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等を中心に取組を推進し、男女共に健康寿命の延伸を実現する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ナッジ等を活用した自然に健康になれる社会環境づくりとして、スマート・ライフ・プロジェクトを推進した。 ・令和4年3月に「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」を立ち上げ、健康への関心の薄い層も含め、自然に健康になれる食環境づくりを推進した。 ・国民健康保険保険者努力支援制度（取組評価分）において、生活習慣病等の発症予防・重症化予防の取組実施状況を評価する指標を導入し、保険者に対しインセンティブを付与することで当該取組を推進している。 ・地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進しており、特に、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡充に取り組んでいる。 ・令和2年4月から、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、介護予防や生活習慣病の重症化予防等を一体的に実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を進めている。 ・令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」については、策定の中間年となる令和4年度に施策の進捗を確認し、評価基準に基づく施策の評価や目標の見直しを実施。こうした取組を通じて健康寿命の延伸を図ることとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート・ライフ・プロジェクト参画団体は、令和元年度5476団体、令和3年度6853団体、令和5年度10130団体と、増加している。 ・「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」参画事業者は令和6年3月時点で38事業者と取組が広がっている。 ・令和6年度国民健康保険保険者努力支援制度（取組評価分）においては、8割以上の自治体が評価基準を満たす取組を実施しており、また取組を実施している自治体数も増加傾向にある。 ・通いの場への参加率は上昇傾向にあり、令和4年度では6.2%となっている。 （一体的実施）令和6年度中に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を実施予定の市町村は1,708市町村（全体の98%）に広がっている。 ・大綱の評価項目である認知症予防に関する取組の事例集作成や認知症予防に関する取組の実践に向けたガイドラインの作成、認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きの作成等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」に基づき、健康づくりを推進する。 ・国民健康保険保険者努力支援制度（取組評価分）では、今後もインセンティブの付与を通じて自治体の取組を推進するとともに、より多様な取組の評価及びインセンティブ効果の強化のため、適宜指標の見直しを行う。 ・自治体への支援等を通じ、引き続き通いの場をはじめとする介護予防の取組を推進していく。 ・大綱に基づく施策を着実に推進させるとともに、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づいて基本計画の策定を行い、認知症施策を総合的に推進していく。 	-	-	<p>令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」に基づき、健康づくりを推進する。</p> <p>・介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況に関する調査</p>
607	③	「健康寿命延伸プラン」に基づき、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等を中心に取組を推進し、男女共に健康寿命の延伸を実現する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症イノベーションアライアンスWGにおいて、認知症当事者が企業の開発プロセスに参画し、企業とともに新しい価値を生み出す共創を行う「当事者参画型開発」の推進や、良質な予防サービスの開発促進及び消費者が認知症予防に関連する質の高いサービスを利用できるようにすることを目的とし、認知症関連6学会により「認知症予防に関する民間サービスの開発・展開にあたっての提言」を作成・普及啓発を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「当事者参画型開発」については、学びやピアリング等によって得た当事者参画型開発に関するノウハウを整理した「企業向け手引き」の作成や、より多くの企業・認知症当事者が参画するための仕組みを検討し、共生社会の実現に寄与。 ・「提言」については、セミナーやイベントにおいて普及啓発活動を行い、認知症予防に関するサービス（薬物療法等を除く）を提供している事業者やこれから提供しようとする事業者の適切なエビデンスに基づくソリューション開発や適切な情報発信に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「当事者参画型開発」については、引き続き本取組の一層の拡大を図るとともに、持続的な仕組みの実現に向けた運営体制の整備を行っていく。 ・「提言」については、引き続き、サービス提供事業者に対する普及啓発を行いつつ、併せて普及状況に関する調査及び普及計画の策定を行うとともに、認知症予防に関連するソリューションの開発・展開状況の調査、「提言」の改定の必要性の検討等を実施していく。 	-	-	<p>「当事者参画型開発」</p> <p>・参画企業数 R5：17社 R6：46社</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
608	④	医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代が前期高齢者から後期高齢者に移行する中、増加する後期高齢者の医療給付費を安定的に支え、制度の持続可能性を高めるため、年齢に関わらず負担能力に応じて公平に支え合う観点から、必要な見直しを行った。 — 一定以上の所得がある後期高齢者について窓口2割負担割合の導入 — 後期高齢者負担率の設定方法の見直し等 ・介護保険制度においても、制度の持続可能性を確保する観点から、第1号保険料の多段階化等の必要な見直しを行った。 ・令和2年4月から、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、介護予防や生活習慣病の重症化予防等を一体的に実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を進めている。 ・各都道府県において、医療関係者等を構成員とする協議会を設置し、国民・医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、地域の実情に応じた使用促進のための具体的な事業を検討し、実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代が公平に支え合う仕組みにより制度の持続可能性を高めた。 ・第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、介護保険制度の持続可能性を高めた。 ・令和6年度中に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を実施予定の市町村は1,708市町村（全体の98%）に広がっている。 ・後発医薬品について、全国的に後発医薬品の使用促進に係る取組が推進され、医薬品全体の供給不安等の中で全国的な使用割合は80.2%（前年比+1.2%）（令和5年度薬価調査）であったが、都道府県別の使用割合を見ると使用割合が80%を超えたのは36道県（2023年3月時点NDB調査）であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全世代型社会保障の構築に向けて、医療・介護保険制度の持続可能性を確保するための方策等について、不断に検討していく。 	—	—	—
609	⑤	認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けられるよう、「認知症施策推進大綱」に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」という。）については、策定の中間年となる令和4年度に施策の進捗を確認し、評価基準に基づく施策の評価や目標の見直しを実施した。 さらに、令和6年1月1日には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、令和6年度中に「認知症施策推進基本計画」がとりまとめられる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大綱の中間年となる令和4年度において、評価項目の92項目において評価を実施し、KPIを達成した項目や目標年度を超過している項目については新目標を設定し、目標に向けた着実に事業が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大綱に基づく施策を引き続き推進することに加え、基本法に基づいて基本計画の策定を行い、当該計画に基づく認知症施策を総合的に推進していく。 	—	—	—
610	⑥	高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を促進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組の促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活基本調査において平成28年調査と比較し令和3年調査では高齢者の「学習・自己啓発・訓練（学業以外）行動者率」が上昇した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）等も踏まえ、引き続き高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を推進する。 	—	—	「学習・自己啓発・訓練（学業以外）行動者率」（総務省『社会生活基本調査』）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
611	⑥	高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援事業において、介護予防・日常生活支援総合事業により、住民主体の活動を含む多様なサービス・活動の充実を図るほか、生活支援体制整備事業により、地域での高齢者の社会参加の場の把握や、高齢者への社会参加に係る情報提供等を行っている。(一部の事業は、重層的支援体制整備事業として、多世代を対象とする同種の取組と一体的に実施することも可能。) また、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月7日)等を踏まえ、高齢者の選択肢の拡大等の観点から、令和6年度に「地域支援事業実施要綱」や「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の改正を行った。 シルバー人材センターにおいて、臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者に対する多様な就業機会の提供を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援事業において、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス・活動B(地域住民の主体的な活動を行う団体等による実施を想定するもの)をはじめとする多様なサービス・活動等の実施団体数及び利用者数が増加傾向となっていることなどから、社会参加の取組が促進されているものと考えられる。 女性会員向けのシンポジウムの開催や就業体験等に取り組んでおり、シルバー人材センターの女性新入会員数については増加傾向になっていることなどから、社会参加の取組が促進されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」の内容も踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の充実等により、引き続き高齢者の社会参加の取組を促進していく。 シルバー人材センターにおいては、周知・広報の充実を図るとともに、就業先の開拓を含め会員と就業先とのマッチングの促進を図り、社会参加の取組を促進していく。 	-	高齢者の通いの場の参加率	-
612	⑦	安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府としては、毎年、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等において、顕著な功績又功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣による表彰等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 60代以上については、それ以外の年代に比べ、バリアフリー・ユニバーサルデザインが進んだと感じる人の割合が少ないこと等を踏まえ、引き続き更なる取組の推進を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰により、優れた取組を広く紹介し、普及させること等を通じて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進を図っていく。 	-	バリアフリーの認知度	-
613	⑦	安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等が道路を安全に横断することができるよう、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号機や、歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進している。 自動車の前照灯の光を反射しやすい素材を用いるなどして見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化を通じて、高齢者等が安全に道路を横断できる道路環境の構築を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化に資する交通安全施設等整備事業を効果的かつ持続的に推進し、引き続き高齢者等が安全に道路を横断できる道路環境の構築に努める。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
614	⑦	安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。	国土交通省	<p>【建築物のバリアフリー化】 高齢者、障害者等の外出機会の増大を踏まえ、建築物のバリアフリー基準の見直しを行い、「車椅子使用者用便房」「車椅子使用者用駐車施設」「車椅子使用者用客席」の設置数に関する基準を強化した。 さらに、一定の建築物のバリアフリー改修に対し、地方公共団体と連携して支援を実施した。</p> <p>①【道路のバリアフリー化】 バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者や障害者を始めとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進した。</p> <p>②【無電柱化】 無電柱化推進計画（令和3年5月国土交通大臣決定）に基づき、新設電柱の抑制や、コスト縮減・スピードアップに取り組み、高齢者や障害者等の安全かつ円滑な交通の確保に資する無電柱化の推進を図っている。</p> <p>【公園のバリアフリー化】 社会資本整備重点計画に即して、都市公園の移動等の円滑化を図る観点から、基準に適合した都市公園の整備を効果的かつ計画的に推進している。</p> <p>【公共交通機関等のバリアフリー化】 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第2号）において、令和3年度から令和7年度までの5年間を目標期間とする第3次バリアフリー整備目標を定め、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進を図っている。</p>	<p>【建築物のバリアフリー化】 バリアフリー基準の強化及び支援実施を通じ、建築物のバリアフリー化を推進した。</p> <p>①【道路のバリアフリー化】 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路についてバリアフリー化を着実に実施している点で評価できる。</p> <p>②【無電柱化】 道路法に基づく緊急輸送道路等の電柱の占用制限を導入するとともに、コスト縮減・スピードアップに係るガイドライン等を公表し、無電柱化の進捗を図っており、評価できる。</p> <p>【公園のバリアフリー化】 基準に適合した都市公園の割合が増加しており、移動の円滑化の推進に寄与している。</p> <p>【公共交通機関等のバリアフリー化】 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第2号）に基づき、バリアフリー化が着実に進められていると評価できる。</p>	<p>【建築物のバリアフリー化】 引き続き、強化したバリアフリー基準の運用や支援実施を通じ、建築物のバリアフリー化を推進する。</p> <p>①【道路のバリアフリー化】 引き続き、バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者や障害者を始めとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。</p> <p>②【無電柱化】 電柱の占用制限の導入拡大や、コスト縮減・スピードアップの普及を促進し、無電柱化の着実な推進を図る。</p> <p>【公園のバリアフリー化】 社会資本整備重点計画において、規模の大きい都市公園におけるバリアフリー化率のR7年度までの目標を設定していることから、目標達成を目指し、施策の推進を継続する。</p> <p>【公共交通機関等のバリアフリー化】 公共交通事業者に対する補助制度や税制特例措置の有効活用などによって、引き続きバリアフリー化の促進を図る。</p>	-	-	-
615	⑧	企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。	総務省	<p>・高齢者等の利便の増進に資する通信サービス等を開発する企業を支援する補助事業（デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発）の実施を介して、高齢者等の情報通信の利用を促進し、高齢者等が安心して暮らすとともに社会参加を果たすことができる環境の整備に取り組んでいる。</p>	<p>・市場規模が小さく、収益化しにくい分野ではあるが、事業終了の翌年度以降5年間企業化状況について追跡評価を実施しているところ、商品化・サービス化に繋がっている。</p>	<p>・高齢者等の情報通信の利用を促進し、高齢者等が安心して暮らすとともに社会参加を果たすことができる環境の整備を促進するために、引き続き機器やサービスへの開発を支援するとともに、補助事業に関する周知広報の一層促進や、開発企業と障害者等のニーズをつなぐデータベースである情報アクセシビリティ支援ナビの情報更新及び活用促進等の取組を行う。</p>	-	-	デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発 採択企業等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/kokonojissek.html

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
616	⑧	企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。	厚生労働省	【介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業】 ・①介護現場・ロボット開発企業の双方に対する一元的な相談窓口（地域拠点）、②開発機器の実証支援を行うリビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォームを整備した他、地域における介護生産性向上総合相談センター（基金事業）の支援を実施した。	・介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発、介護現場への普及が促進されたものと評価している。	・介護テクノロジーの開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、CARISO（CARE Innovation Support Office）を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。	—	—	—
617	⑧	企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。	経済産業省	・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、福祉用具法に基づき、R3年度までは課題解決型福祉用具実用化開発支援事業を通じて、高齢者及び心身障がい者の自立の促進や、介助を行う者の負担軽減のための機器の開発を支援した。また、R4年度からは科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の規定により定められた、指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することによって、我が国のイノベーション創出を促進する新SBIR制度の下、高齢者及び障害のある人の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉機器の開発に対する支援を行っているところ。 ・また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）では、介護現場の課題を解決するロボット介護機器の開発支援及び安全性や効果評価等海外展開につなげるための環境整備を行っている。	・NEDO事業について、年3～4件程度採択しており、福祉用具の実用化開発を促進した。 ・AMED事業について、年3～4件程度採択しており、ロボット介護機器の実用化開発や海外展開を促進した。	・引き続き、福祉機器の実用化開発を行う事業者に対する支援や、研究開発及び普及のために必要な情報の提供等の環境整備を実施する。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●NEDO事業を通じた福祉用具の実用化実績（助成事業の支援終了後、3年経過時点での市場製品化率） ・58.8%（令和5年度） ●AMED事業を通じたロボット介護機器の実用化実績 125件の支援を行い35件が実用化（平成25年度～令和5年度まで・前身事業含む）
618	⑨	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等を踏まえ、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるよう取組を推進する。	厚生労働省	・市町村などに対し、高齢者虐待の相談・通報窓口の周知やレスパイトケア、怒りの感情のコントロールを含むストレスマネジメントの理解促進のための地域住民向けのリーフレットの作成・配布や地域住民に向けたシンポジウム開催を働きかけている。	・自治体における高齢者虐待防止に関する体制整備の充実を図ることで、高齢者虐待の防止が促進されているものと評価している。	・今後も、高齢者の尊厳を守る為、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止が図られるよう取り組んでいく。	—	高齢者虐待の状況（判断件数・延べ被害者数（男女別））	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
619	⑩	改正された消費者安全法（「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置等）を踏まえ、悪質商法をはじめとする高齢者の消費者被害の防止を図る。	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政に関する先進的モデル事業（見守り活動の促進）を実施し都道府県を通じて全国の市区町村において「消費者安全確保地域協議会」の設置促進を図るとともに、消費者安全法に基づく見守り活動の担い手を確保するため「消費生活協力員・協力団体養成講座」を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の継続的な取組等により、「消費者安全確保地域協議会」の設置数増加や見守りの担い手の確保につながっていると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「消費者安全確保地域協議会」の設置数は年々増加しているが、高齢者等の消費者被害の未然防止などを図る観点から、モデル事業の成果物の横展開等を通じて、引き続き設置促進及び活動の活性化を図っていく。 	—	—	—
620	⑪	上記のほか、「高齢社会対策大綱」に基づき必要な取組を推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 新たな高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）を策定し、 ①年齢に関わりなく希望に応じて活躍続けられる経済社会の構築、 ②一人暮らしの高齢屋の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、 ③加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築 の3つの基本的考え方を踏まえ、各種施策を盛り込んだ。	—	<ul style="list-style-type: none"> 新たな高齢社会対策大綱で掲げている3つの基本的な考え方の下、大綱に盛り込んだ各種の施策について、関係府省等が連携し、着実に実施していく。 	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備									
621	①	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法を令和3年6月に改正し、令和6年4月に施行した。施行に際して、以下の取組を実施した。 ・行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）、事業者が適切に対応するために必要な指針（対応指針）について、それぞれ改定に向けた各府省庁の取組を推進した。 ・各事業分野における国の相談窓口について整理・一覧化して公表するとともに、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資する相談対応マニュアルを作成するなど、相談体制を整備した。 ・政府広報などによる改正法の周知、事業者や地方公共団体の職員等を対象とした改正法についての説明会等の開催、「障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイト」及び「障害者差別解消に関する事例データベース」の内容の充実等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に基づいて、着実に施策を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障害者差別解消法に基づいて、相談体制の充実、事例の収集・共有の強化、周知啓発の強化等を実施する。 	-	-	-
622	②	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待に係る相談通報及び判断件数等については毎年度調査（※1）を実施しており、調査結果等をもとに、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向け、今後有効と思われる取組の視点や留意点等を取りまとめた報告書（※1）を作成している。 ・また、都道府県が実施する障害者虐待防止・権利擁護研修に対する補助（※2）を行っており、虐待の防止と対応に関する講義を実施するなどの取り組みを推進している。 ※1「令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業 ※2地域生活支援事業費等補助金（障害者虐待防止対策支援事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」において、障害者虐待に係る相談通報件数及び判断件数等について把握し、上記調査結果を踏まえ、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向けて有効と思われる取組の視点や留意点等を取りまとめた報告書を作成した。 ・都道府県が実施する障害者虐待防止・権利擁護研修は、都道府県ごとに実施内容にバラつきがあったことから、令和6年度から国が標準的な研修カリキュラムを示し、当該研修カリキュラム以上の内容を実施する場合に、地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援促進事業）の補助対象とする見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算を確保し、引き続き障害者虐待防止施策の推進に努める。 	-	-	<p>【令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式】調査研究事業】 https://www.mhlw.go.jp/content/01242550.pdf</p> <p>【養護者による障害者虐待（令和4年度）】 相談通報件数：8,650件 虐待が認められた件数：2,123件</p> <p>【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（令和4年度）】 相談通報：4,104件 虐待が認められた件数：956件</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
623	③	改正された消費者安全法（「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置等）を踏まえ、悪質商法をはじめとする障害者の消費者被害の防止を図る。	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政に関する先進的モデル事業（見守り活動の促進）を実施し都道府県を通じて全国の市区町村において「消費者安全確保地域協議会」の設置促進を図るとともに、消費者安全法に基づく見守り活動の担い手を確保するため「消費生活協力員・協力団体養成講座」を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の継続的な取組等により、「消費者安全確保地域協議会」の設置数増加や見守りの担い手の確保につながっていると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「消費者安全確保地域協議会」の設置数は年々増加しているが、高齢者等の消費者被害の未然防止などを図る観点から、モデル事業の成果物の横展開等を通じて、引き続き設置促進及び活動の活性化を図っていく。 	—	—	—
624	④	障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本計画（第4次）の実施状況を障害者政策委員会において監視した。 障害者基本計画（第5次）を令和5年3月に閣議決定し、本計画に基づいて、国土交通省など関係府省において、各般の施策を着実に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本計画（第5次）に基づいて、障害者政策委員会において監視してもらいつつ、各般の施策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障害者政策委員会において障害者基本計画（第5次）の実施状況を監視する。 	—	—	—
625	④	障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者等が道路を安全に横断することができるよう、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号機や、歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進している。 横断歩道上における視覚障害者等の安全性及び利便性等を向上させるエスコートゾーンの整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 音響信号機やエスコートゾーン等の整備を通じて、視覚障害者等が安全に道路を横断できる道路環境の構築を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化に資する交通安全施設等整備事業を効果的かつ持続的に推進し、引き続き障害者等が安全に道路を横断できる道路環境の構築に努める。 	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
626	④	障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。	国土交通省	<p>【建築物のバリアフリー化】 高齢者、障害者等の外出機会の増大を踏まえ、建築物のバリアフリー基準の見直しを行い、「車椅子使用者用便房」「車椅子使用者用駐車施設」「車椅子使用者用客席」の設置数に関する基準を強化した。さらに、一定の建築物のバリアフリー改修に対し、地方公共団体と連携して支援を実施した。</p> <p>①【道路のバリアフリー化】 バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者や障害者を始めとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、踏切道におけるバリアフリー対策、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進した。</p> <p>②【無電柱化】 無電柱化推進計画（令和3年5月国土交通大臣決定）に基づき、新設電柱の抑制や、コスト縮減・スピードアップに取り組み、高齢者や障害者等の安全かつ円滑な交通の確保に資する無電柱化の推進を図っている。</p> <p>【公園のバリアフリー化】 社会資本整備重点計画に即して、都市公園の移動等の円滑化を図る観点から、基準に適合した都市公園の整備を効果的かつ計画的に推進している。</p> <p>【公共交通機関等のバリアフリー化】 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第2号）において、令和3年度から令和7年度までの5年間を目標期間とする第3次バリアフリー整備目標を定め、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進を図っている。</p>	<p>【建築物のバリアフリー化】 バリアフリー基準の強化及び支援実施を通じ、建築物のバリアフリー化を推進した。</p> <p>①【道路のバリアフリー化】 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路についてバリアフリー化を着実に実施している点で評価できる。</p> <p>②【無電柱化】 道路法に基づく緊急輸送道路等の電柱の占用制限を導入するとともに、コスト縮減・スピードアップに係るガイドライン等を公表し、無電柱化の進捗を図っており、評価できる。</p> <p>【公園のバリアフリー化】 基準に適合した都市公園の割合が増加しており、移動の円滑化の推進に寄与している。</p> <p>【公共交通機関等のバリアフリー化】 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第2号）に基づき、バリアフリー化が着実に進められていると評価できる。</p>	<p>【建築物のバリアフリー化】 引き続き、強化したバリアフリー基準の運用や支援実施を通じ、建築物のバリアフリー化を推進する。</p> <p>①【道路のバリアフリー化】 ・引き続き、バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者や障害者を始めとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、踏切道におけるバリアフリー対策、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。</p> <p>②【無電柱化】 ・電柱の占用制限の導入拡大や、コスト縮減・スピードアップの普及を促進し、無電柱化の着実な推進を図る。</p> <p>【公園のバリアフリー化】 社会資本整備重点計画において、規模の大きい都市公園におけるバリアフリー化率のR7年度までの目標を設定していることから、目標達成を目指し、施策の推進を継続する。</p> <p>【公共交通機関等のバリアフリー化】 公共交通事業者に対する補助制度や税制特例措置の有効活用などによって、引き続きバリアフリー化の促進を図る。</p>	-	-	-
627	⑤	障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立生活援助、就労定着支援などの障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の地域における生活を総合的に支援する。	厚生労働省	<p>・自立した生日常生活を営む上での問題のある障害者等へ定期的な巡回訪問や相談対応を実施することで、障害者の地域における生活の支援に取り組んでいる。</p>	<p>・自立生活援助を利用する人数は、過去から1,200人前後と一定のニーズがみられる。参考：R6.6時点利用者数1,161人</p>	<p>・今後においても、障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の地域における生活を総合的に支援していく。</p>	障害者の実雇用率（民間企業）	-	・国民健康保険団体連合会集計、障害福祉サービス費等報酬支払実績

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
628	⑥	障害者の雇用の促進等に関する法律や障害者雇用対策基本方針等を踏まえた就労支援を行う。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法等に基づき、ハローワーク、障害者就業・生活センター、地域障害者職業センターが中心となって、障害者と事業主双方に対し、就職準備段階から職場定着支援まで一貫した支援を実施している。 ・加えて、令和4年の障害者雇用促進法の改正により、令和6年4月1日から10時間以上20時間未満で働く重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加するとともに、一般事業主における法定雇用率について、2.3%から2.7%に段階的な引上げを実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者数は、20年連続で過去最高を更新（令和5年：64.2万人）し、令和5年においてはじめて実雇用率が法定雇用率を上回った。 ・ハローワークにおける令和5年度の障害者の年間就職件数は、102,537件であり、令和2年（89,840件）を上回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法の円滑な施行に取り組むとともに、障害者の雇用の質の向上を図るための就労環境の整備等の推進、法定雇用率の引上げに対応した、障害者雇用ゼロ企業を含む中小企業に対する支援の推進、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化等に取り組むこととしている。 	障害者の実雇用率（民間企業）	-	-
629	⑦	上記のほか、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、「障害者基本計画」に基づき、防災・防犯等の推進、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進等の分野における施策を総合的に推進する。また、「障害者の権利に関する条約」第31条等の趣旨を踏まえ、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害者の性別等の観点に留意しつつ、その充実を図る。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画（第4次）の実施状況を障害者政策委員会において監視した。 ・障害者基本計画（第5次）を令和5年3月に閣議決定し、障害のある女性に対する複合的差別を明記するとともに、障害者施策を審議する国の審議会等における障害者の委員選定に当たっては、性別のバランスに配慮する旨等を記載した。本計画に基づいて、関係府省において、各般の施策を着実に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画（第5次）に基づいて、障害者政策委員会において監視してもらいつつ、各般の施策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障害者政策委員会において障害者基本計画（第5次）の実施状況を監視する。 	-	-	-
630	⑦	上記のほか、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、「障害者基本計画」に基づき、防災・防犯等の推進、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進等の分野における施策を総合的に推進する。また、「障害者の権利に関する条約」第31条等の趣旨を踏まえ、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害者の性別等の観点に留意しつつ、その充実を図る。	外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に適切に対応している。 ・令和4年8月22日及び23日、国連欧州本部（スイス（ジュネーブ））にて行われた、我が国に対する同条約の第1回政府報告の対面審査において、障害者権利委員会に対して、政府として、関連の取組や措置等の我が国の取組について説明した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に適切に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障害者権利条約に沿った形で対応する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備									
631	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手続・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進める。	こども家庭庁	・令和4年度の「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」において、多言語版の母子健康手帳等、多様性に配慮したわかりやすい情報提供を充実していくことが妥当との意見を踏まえ、令和5年4月に母子健康情報支援サイトにおいて、 ・外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入口である母子健康手帳の多言語版の公開 ・日本における妊娠から子育てまでの一連の流れの説明や注意すべき点等のポイントを、イラストを多用しわかりやすくまとめ、母子健康手帳とともに手渡すリーフレットの多言語版の公開を行っている。 ・児童相談所においては、日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談対応の際にの通訳をICT機器等を活用しながら行うことへの補助を行っている。	・多様性に配慮したわかりやすい情報提供を充実していくため、多言語版の母子健康手帳やリーフレットを周知し、外国人の妊産婦への支援を実施した。 ・児童相談所での取組により、こどもを含む日本で生活する外国人家庭への多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人のこどもへの支援がなされている。	・引き続き、外国人の妊産婦への多様性に配慮したわかりやすい情報提供の充実を図る。 ・児童相談所では引き続き、こどもを含む日本で生活する外国人家庭への多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人のこどもへの支援を行っていく。	-	-	-
632	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手続・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進める。	総務省	・総務省では、外国人住民が生活する地方自治体における多文化共生を推進するため、多文化共生推進プランの提示を通じて、各地方公共団体において計画的かつ総合的な取組を実施するようお願いしているところ。また、地域における優良な取組をまとめた多文化共生事例集を発行するとともに、令和元年度からは、新たに「多文化共生アドバイザー」の創設及び「多文化共生地域会議」の開催により、先進的な取組の普及・展開を推進している。	・多文化共生に係る計画・指針の策定状況（R5.4.1現在）については、地方自治体全体では、958団体が策定しており、都道府県では47団体、指定都市では20団体全てで策定済み。	・引き続き、多文化共生推進プランや多文化共生事例集の普及を行うとともに、新たに創設した「多文化共生アドバイザー制度」や「多文化共生地域会議」で得られた優良事例・相談事例について、全国の地方自治体に展開し、地域における多文化共生の推進に向けた取組を更に推進する。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
633	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手続・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進める。	法務省	①日本司法支援センター（法テラス）では、日本の法制度の紹介や適切な相談窓口の案内を行う「情報提供制度」について、外国語話者のニーズに適切に対応するため、平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。 同サービスの対応言語は、令和6年8月末時点で英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の10言語である。 また、制度周知のため、法テラスホームページでは、同サービスに対応する言語及びやさしい日本語での案内を行っている。 ②出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」で、多言語化された外国人への生活支援等の情報提供を行っている。	①外国語話者のニーズに沿った適切な情報を提供している。 ②定期的に情報を最新のものに更新している。	①引き続き適切な多言語情報提供サービスの運用・周知に努める。 ②引き続き、必要な施策を実施していく。	-	-	①多言語情報提供サービス問合せ件数 R3年度 6,065件 R4年度 6,803件 R5年度 7,676件 (男女別のデータなし)
634	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手続・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進める。	文部科学省	・外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、令和2年7月に通知 ・就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を実施 ・受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制を構築するため、各地方公共団体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入れ促進、日本語指導の充実、指導・支援体制の整備に関する取組を支援する補助事業を実施 ・多様な活動分野における日本語教師等の育成のため、日本語教師に対してキャリア形成に必要な研修を実施 ・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施 ・日本語教室が設置されていない市区町村に対し、地域日本語教育の専門家を派遣するとともに、日本語教室の開設を支援する。 ・日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し、日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供を行う。	・国が支援の方向性を示し、各自治体の取組を補助事業等で支援したり、事業内容を共有できるようにHP等にて情報発信したりすることにより、外国人児童生徒等に関する体制整備が進みつつある状況である。 ・毎年、700～900人程度の日本語教師等が研修を受講しており、全国で活躍する日本語教師等が養成されている。 ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業により、総合調整会議の設置や総括コーディネーターの配置など、地域における日本語教育の総合的な体制づくりが進みつつある状況である。 ・ICT教材で扱う言語数を増やすなど、空白地域の解消あるいはどこでも日本語を学習できる機会の確保について取組を進めているところである。	・帰国・外国人児童生徒数の増加に伴い、言語の多様化に対する受入れや支援体制、散在地域における受入れや支援体制の構築など課題が山積している。これらの課題に対し、担当指導主事連絡協議会等を通じて情報共有等を行い、帰国・外国人児童生徒等の教育が推進されるように支援し、取組を促進させていく必要がある。 ・日本語教師に対するキャリア研修、地域における日本語教育の総合的な体制づくり、空白地域の解消あるいはどこでも日本語を学習できる機会の確保等を通じ、日本で生活する外国人に対する日本教育環境を引き続き整備していく必要がある。	-	-	外国人の子供の就学状況等調査・日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査※男女別の数値なし https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/clarinet/genjyou/1295897.htm

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
635	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手続・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進める。	厚生労働省	・各自治体の自立相談支援機関において、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援等を行っている。 ・ハローワークにおいて専門の相談員による職業相談を実施するほか、日本語コミュニケーションが難しい求職者への多言語対応として、通訳員や13カ国語による電話等通訳を行う多言語コンタクトセンターを設置している。	・各自治体において着実に取組を実施。 ・通訳員については、外国人求職者が多い地域を中心に、全国139ヶ所のハローワークに配置している。また、多言語コンタクトセンターは全国いずれのハローワークでも利用可能であり、これまで多数の通訳実績が上がっているところ。こうした取組により、ハローワークの多言語対応体制の整備に務めている。	・引き続き生活困窮者への支援の強化に取り組んでいく。	-	-	-
636	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手続・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進める。	国土交通省	【民間賃貸住宅】 ・令和3年に『外国人の民間賃貸住宅の入居円滑化ガイドライン』の一部資料のやさしい日本語化や、「外国人の住まいに関する情報提供事例」の情報更新を行った改訂版を作成。 ・令和5年には、賃貸住宅でトラブルになりやすい原状回復の考え方をまとめた「賃貸住宅を退去する時の原状回復のポイント」と、入居時と退去時の物件状況を確認するためのリストの様式である「入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト（例）」を14カ国語で作成。不動産事業者に向けて外国人の入居受入れに関するセミナーを実施。 【都市再生機構の賃貸住宅】 ・都市再生機構の賃貸住宅について、申込資格等を記載したパンフレットについて、外国語版も作成している。 ・加えて、入居・退去の手続きや禁止事項・注意事項、施設等の案内を記載した冊子の外国語版を作成し、外国人居住者に配布している。	【民間賃貸住宅】 ・不動産関係団体及び国土交通省ホームページにおいて、同ガイドライン等の公表を行うとともに、関係事業者へのセミナー等を通じて、周知・普及を図り、賃貸人の理解を深めることに貢献している。 【都市再生機構の賃貸住宅】 ・都市再生機構の賃貸住宅について、取組を継続して実施している。	【民間賃貸住宅】 ・外国人入居を受け入れている賃貸人は増加傾向にある。 ・外国人が自ら物件を探すにあたり、情報や言語がその支障とならないよう、同ガイドライン等の更なる多言語対応の拡充や、賃貸人の外国人入居拒否感低減のための取組を検討し、引き続きホームページでの公表や関係事業者へのセミナー等を通じて、共生社会の重要性と合わせて周知・普及を図る。 【都市再生機構の賃貸住宅】 ・都市再生機構の賃貸住宅について、取組を引き続き推進する。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
637	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・外国人が抱える様々な課題を的確に把握するために、専門家の意見等を踏まえつつ、外国人に対する基礎調査を実施するとともに、出入国在留管理庁に設置した『国民の声』を聴く会等において、地方公共団体や外国人支援団体等幅広い関係者から意見を聴取し、共生施策の企画・立案に当たって活用することにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる環境整備を進める。	法務省	①全国の法務局に設置している女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」等の人権相談窓口について、各種広報用ポスターの配布やSNSによる情報発信等を通じた周知広報の取組を実施している。 また、全国の法務局に対して、日頃から関係支援機関等と積極的に連携を図るよう、各種通知文書等を発出している。 ①法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動強調事項に掲げ、啓発冊子の配布、啓発動画の配信、人権教室の実施、シンポジウムの開催等の各種人権啓発活動に取り組んでいる。 ②外国人が抱える課題を把握するため、令和3年度から毎年度「在留外国人に対する基礎調査」を実施し、結果を公表している（令和6年度も実施予定）ほか、「出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング」において、地方公共団体、企業、外国人支援団体、有識者等幅広い関係者から意見を聴取している。	①引き続き、人権相談窓口の利用促進に向けた取組や、関係機関との連携強化を実施していく必要がある。 ①引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。 ②調査によって得られた結果や、意見聴取によって得られた意見等が共生施策の企画・立案・実施に活用されてきており、一定の評価ができる。	①引き続き、人権相談窓口の利用促進に向けた取組や、関係機関との連携強化を実施していく。 ①引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。 ②今後も引き続き、「在留外国人に対する基礎調査」や「出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング」を実施し、外国人が抱える課題を把握するとともに、幅広い関係者から意見聴取を実施することとしている。	-	①女性を被害者とする人権相談件数 ①女性の人権ホットライン相談件数	①啓発動画の再生回数（累計） 令和6年3月31日現在 1,364,293回 （※） ※『「誰か」のことじゃない。外国人編』の再生回数
638	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・外国人居住の実情を踏まえつつ、行政情報や相談窓口の周知など、外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進める。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、更なる連携を強化する。	総務省	・全国の行政相談センター職員及び全国5000人の行政相談委員を対象に、やさしい日本語や翻訳アプリ等の活用方法をはじめとする外国人相談対応について研修を実施し、女性を含む外国人が行政情報や相談を受けやすい環境整備を進めている。その際、各地の国際交流協会等から、その地域特有の外国人相談対応についての説明を受け、地域の実情についても把握に努めている。	・現在、8局所中、6局所において研修を実施し、それらの局所の中には、行政相談委員の自主研修などを開催し、さらなる外国人相談窓口の拡充を諮っている。また、全国の行政相談窓口「きくみみ」及び行政相談委員と各地の国際交流協会等とが連携を深め、双方が主催する連絡協議会やネットワーク会議に参加し合うなど、外国人相談があった際に、双方に協力する関係を構築する動きがみられている。	・各地域の国際交流団体と全国の行政相談センターとの連携をさらに深化させると、また、男女参画担当に指名されている行政相談委員との協力を推進し、外国人相談を行う際に、男女参画の視点が重要であることを研修に取り入れ、実際の相談業務において活用すること。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
639	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・外国人居住の実情を踏まえつつ、行政情報や相談窓口の周知など、外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進める。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、更なる連携を強化する。	法務省	①No.633①参照 ②外国人在留総合インフォメーションセンター等の各種相談窓口について、入管庁のホームページに掲載するなどの周知を行っている。 また、令和4年度以降、外国人支援を行う全国の関係機関が合同相談会を実施している。 さらに、外国人受入環境整備交付金により、一元的相談窓口の整備・拡充の取組を支援している。	①No.633①参照 ②外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進め、また、地域における関係機関の連携・協力を推進し、地域における外国人向けの相談体制を強化している。 さらに、交付金事業開始から、令和5年度末時点までに、264の地方公共団体に交付決定を行っている。	①No.633①参照 ②引き続き、必要な施策を実施していく。	-	-	①No.633①参照
640	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・外国人居住の実情を踏まえつつ、行政情報や相談窓口の周知など、外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進める。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、更なる連携を強化する。	文部科学省	・外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、令和2年7月に通知 ・外国人の子供の就学状況や、就学に関する説明の実施状況等について令和元年度より調査を実施 ・就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を実施	・地方公共団体に就学案内等の徹底等について示すことにより、不就学の可能性がある子供の数が19,420人（令和元年度）から8,601人（令和5年度）と約56%減少するなど、外国人の子供の就学状況について改善しつつある状況である。	・いまだ多くの外国人の子供が不就学状況にある可能性があることは大きな課題。引き続き外国人の子供の就学実態を把握するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例を周知し、就学を促進させる取組を進めていく。	-	-	外国人の子供の就学状況等調査 ※男女別の数値なし https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/clarinet/genjyou/1295897.htm
641	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・外国人居住の実情を踏まえつつ、行政情報や相談窓口の周知など、外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進める。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、更なる連携を強化する。	厚生労働省	・外国人労働者からの労働条件に関する相談への相談体制として、全国の都道府県労働局及び労働基準監督署に外国人労働者相談コーナーを設置（全国69箇所）しているほか、平日の夜間及び土日祝日の電話相談に無料で対応する「労働条件相談ほっとライン」を設置している。 ・上記相談窓口については、HP等による周知を行っている。	・相談窓口の設置及び周知等を着実に実施している。	・引き続き、外国人労働者に対する相談窓口の設置及びその周知を行っていく。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
642	①	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。 ・外国人受入環境整備交付金等により、地方公共団体による多言語での情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の整備・拡充の取組を支援する。また、令和2年7月に開所した「外国人在留支援センター」において、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の試行結果を踏まえ、その支援を実施することを検討する。	法務省	・令和3年7月から、一部の地方公共団体を対象とした通訳支援事業の試行実施を開始、令和4年7月から、全国の地方公共団体を対象に試行実施を継続し、令和5年4月からは本格実施している。 ・また、外国人受入環境整備交付金により、一元的相談窓口の整備・拡充の取組を支援している。	・通訳支援事業における令和6年1月末までの地方公共団体の利用登録窓口数は約6,500か所である。 ・また、交付金事業開始から、令和5年度末時点までに、264の地方公共団体に交付決定を行っている。	・引き続き、必要な施策を実施していく。	—	—	—
643	②	配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、人身取引及び配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援する。	厚生労働省	・通訳者の養成研修を行うための「専門通訳者養成研修事業」を実施している。 ・女性相談支援センターにおいて外国人DV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費を補助している。	・「専門通訳者養成研修事業」について、令和5年度は3自治体で実施したほか、女性相談支援センターにおいて通訳雇上費を行う「外国人女性緊急一時保護経費」の国費助成について、令和4年度は23都府県で実施しており、取組は着実に進んでいる。	・引き続き、専門通訳者養成研修事業や外国人女性緊急一時保護経費の活用について継続して実施していくとともに、事業の周知に努める。	—	—	困難な問題を抱える女性支援推進等事業（専門通訳者養成研修事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数 女性相談支援センター運営費負担金（外国人女性緊急一時保護経費の補助） 令和6年度予算額：15,895千円
644	③	「人身取引対策行動計画2014」に基づき、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいく。	内閣官房	・「人身取引対策行動計画2014」に基づき、従前から人身取引対策を推進してきたところ、令和4年12月に新たに策定した「人身取引対策行動計画2022」に基づき、引き続き関係閣僚からなる「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を政府全体で推進している。また、同会議においては、我が国における人身取引による被害の状況や、関係府省による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表している。くわえて、政府では、毎年NGOとの間において、具体的な人身取引事案に関する事例検討、意見交換等を行っている。	・人身取引対策推進会議の開催等により、関係府省において、人身取引被害の発生状況等の情報を適切に共有するなどしているが、引き続き、人身取引対策に係る情勢に適切に対応し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、本取組を推進する必要がある。	・今後も、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、引き続き関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応									
645	①	性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。 また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。 さらに、学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。 その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。	内閣官房	・アイヌ施策推進法においては、第4条で差別の禁止に関する基本理念を定めている。 ・アイヌの人々に対する差別の解消のためには、アイヌの歴史や文化の魅力について、国民の理解を深めることが重要と考えており、関係府省と連携して、 －ウポボイやアイヌ政策推進交付金を活用した、アイヌの歴史や文化の普及啓発や教育活動の推進 －人権啓発活動の実施 など、各般の取組を進めてきたところ。	・引き続き各般の取組を進めると同時に、インターネット上の他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化していることを受け、SNSでの書き込み等における差別的言動に対応する必要がある。	・引き続き各般の取組を進めると同時に、関係府省と連携し、アイヌの人々からの人権相談・人権啓発事業の充実強化に取り組んでいく。	－	－	－
646	①	性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。 また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。 さらに、学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。 その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。	法務省	・全国の法務局では、マイノリティの女性からの人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。 ・法務省の人権擁護機関では、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権課題について、啓発冊子の配布、啓発動画の配信、人権教室の実施、シンポジウムの開催等の各種人権啓発活動に取り組んでいる。	・引き続き、マイノリティの女性からの相談等について、適切に対応していく必要がある。 ・引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。	・引き続き、マイノリティの女性からの相談等について、適切に対応していく。 ・引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。	－	女性を被害者とする人権相談件数 女性の人権ホットライン相談件数	啓発動画の再生回数（累計） 令和6年3月31日現在 5,082,302回（※） ※『「誰か」のことじゃない。ハラスメント編』と『「誰か」のことじゃない。DV編』と『「誰か」のことじゃない。部落差別編』と『「誰か」のことじゃない。外国人編』と『「誰か」のことじゃない。障害のある人編』の再生回数の合算

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
647	①	<p>性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。</p> <p>また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。</p> <p>さらに、学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。</p> <p>その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。</p>	文部科学省	<p>・性的マイノリティの児童生徒等へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や研修動画の作成・周知、改訂版生徒指導提要への性的マイノリティに関する記載の追加等を行った。</p>	<p>・学校現場等において適切な対応がとられるよう、引き続き取組を推進することが重要。</p>	<p>・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨や関係規定に基づき、引き続き取組を推進する。</p>	-	-	-
648	①	<p>性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。</p> <p>また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。</p> <p>さらに、学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。</p> <p>その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。</p>	厚生労働省	<p>・保健所及び精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉に関する各種相談に応じている。</p>	<p>・令和4年度相談実績 保健所：1,313,670件 精神保健福祉センター：613,000件</p>	<p>・引き続き、保健所及び精神保健福祉センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談に応じていく。</p>	-	-	-